

## 契約の公表基準等について

平成19年9月1日  
理事長 裁定

この取扱は、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における支出の原因となる契約の公表に必要な事項について定める。

### 1 契約内容の公表

契約責任者は独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（平成18年4月1日制定独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-1号）第19条第1項の規定に基づき締結した一般競争、指名競争及び随意契約で、予定価格が次の金額のものについて、当該契約内容を機構のホームページ上で公表するものとする。

ただし、独立行政法人国立青少年教育振興機構政府調達契約事務取扱規則（平成18年4月1日制定独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-5号）の適用を受けるものを除く。

- (1) 工事又は製造については250万円を超えるもの
- (2) 財産の買い入れについては160万円を超えるもの
- (3) 物件の借り入れについては年額又は総額が80万円を超えるもの
- (4) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約については100万円を超えるもの

### 2 公表の時期及び方法

- (1) 契約責任者は、公表の対象とした契約について、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表するものとする。
- (2) 契約責任者は、前項の公表について少なくとも契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで機構のホームページに掲載するものとする。

### 3 公表の内容

- (1) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに工事（工事に係る調査及び設計業務等含む。）と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。
- (2) 公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。
- (3) 公表する場合において、契約責任者は次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - 1 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
  - 2 契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

- 3 契約を締結した日
- 4 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 5 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合)
- 6 契約金額
- 7 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障の生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- 8 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- 9 随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由(理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
- 10 文部科学省の所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 11 その他必要と認められる事項

#### 4 その他

この取扱いは、平成19年9月1日以降に契約を締結した契約について適用する。

#### 附 則

この裁定は、平成19年9月1日から施行する。

#### 附 則

この裁定が施行されることに伴い、平成18年8月1日付理事長裁定、平成19年4月1日付改正による「随意契約公表の基準等について」は廃止するものとする。







